

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

意見等募集期間：平成14年10月22日(火)～11月11日(月) 21日間  
 意見提出件数：21件

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
・被災地の概況	(本編資料5～16ページ) 被災者が生きる希望や勇気を持てる復興計画であることが最重要であり、そのためには、被災者の置かれている実態を正確に把握する必要がある。	1	プログラムの策定にあたっては、震災復興にかかる統計指標等の分析や、被災者の生活復興や被災事業者の産業復興の状況、まちづくり協議会の取り組みの実態等についての調査結果の分析を行ったほか、被災者と行政の間に立つ第三者機関である被災者復興支援会議から現場の声を聞くなど実態把握に努めた。今後とも引き続き、被災者、被災地の置かれた現状の把握に努めるなど、プログラムのフォローアップを行っていく。
・創造的復興に向けた取り組みの検証	(本編資料37ページ) 震災により廃墟のようになったところにも、徐々に工場等が新設されつつあるが、地球温暖化防止等の環境対策についても配慮する必要がある。	1	地球温暖化防止等の環境対策としては、グリーンエネルギーの導入・利用などを進めているが、今後とも環境に配慮した循環型システムづくりを中長期的かつ全県的な取り組みとして進めていく。
・残された3か年の重点プログラム (1) 21世紀に対応した福祉のまちづくり	(本編資料45～47ページ) 災害復興公営住宅等に入居している高齢者の見守り対策などの廃止・変更・見直しなどを行う場合には、それぞれの状況を充分勘案して行う必要がある。	1	災害復興公営住宅等における高齢者等の見守り対策については、現在、SCS(高齢世帯生活援助員)やLSA(生活援助員)など様々な支援者によるきめ細かな対応を行っているが、今後も、このようなきめ細かな見守り活動ができるよう、支援体制の検討や支援者の人材養成を進めていく。
	(本編資料45・47・63・94ページ) 高齢者や社会的に弱い立場の被災者、中小零細事業者等をしっかり支える施策や、まちのにぎわいを取り戻すための具体的な施策が必要である。	1	被災高齢者等の見守り体制の整備や高齢者の健康づくり、生きがいづくり、厳しい経営環境におかれた中小企業・地場産業等への金融支援等のきめ細かな支援、土地利用の進んでいない区画整理事業地区における住宅建設・購入の促進や空き地活用の促進などまちのにぎわいづくりの推進などの施策を推進していく。
	(本編資料47～48ページ) 高齢者の閉じこもりや仲間づくりのためにお手玉をツールとして活用することが効果的であり、小学校の授業や児童館において、高齢者をお手玉遊び等の伝承活動の担い手として活用したり、高齢者の見守り支援者に対するお手玉指導や地域活動推進講座のメニューへの導入等を行えばどうか。	2	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの取り組みとして、いきいき仕事塾の開設や地域活動推進講座の開催支援等を行っているが、ご提案のお手玉の活用についても、今後の取り組みを進めていく上で参考とする。

項 目 等	意 見 等 の 概 要	件数	県 の 考 え 方
	<p>(本編資料 50 ~ 51 ページ)          こころのケアについては、小さなNPOでも、地域に根づき、公的機関ではできないきめ細かな活動を展開している。これらのNPOと行政の連携や、NPOへの助成等が必要である。</p>	1	<p>こころのケア対策については、こころのケア相談室等を中心とした関係機関のネットワークの強化に加え、ご意見の「NPOとの連携」について盛り込んだ。          また、団体・NPOによるボランティア活動への助成を引き続き継続して行っていく。</p>
	<p>(本編資料 52 ~ 55 ページ)          災害復興公営住宅等の家賃負担軽減措置の継続が必要であり、今後の施策の方向として具体的に示すべきである。</p>	2	<p>災害復興公営住宅の家賃負担軽減等については、入居者の収入状況に応じて引き続き支援していく旨盛り込んだ。</p>
	<p>(本編資料 52 ~ 55 ページ)          県営住宅被災入居者後期特別減免の政令月収 8 万円以下の場合の激変緩和措置（移行措置）における特別減免家賃の入居 6 年目における値上げ額の過大計算（計算式の誤り）を是正する必要がある。</p>	1	<p>県営住宅被災入居者の後期特別減免制度については、一般入居者に対する減免措置との公平を図りつつ、被災者の生活再建のため適正な措置を講じているものであり、特別減免家賃の額については適正であると考えている。</p>
(2) 世界に開かれた、文化豊かな社会づくり	<p>(本編資料 56 ~ 57 ページ)          ボランティアの人材バンクを設置・運営するなどして、ボランティアパワーを活用していけばどうか。</p>	1	<p>「ひょうごボランティアプラザ」や「生きがいしごとサポートセンター」などによるNPO・ボランティアに関するマッチングや情報提供等を行っているが、今後とも、県民のボランティアパワーを発揮していくような環境づくりに取り組んでいく。</p>
	<p>(本編資料 56 ~ 57 ページ)          ボランティア等が利用しやすく、活動と連携できるようなボランティア活動の支援拠点を各地に設置する必要がある。</p>	1	<p>NPO・ボランティア団体等への全県的な支援ネットワーク拠点として「ひょうごボランティアプラザ」を開設しているほか、コミュニティプラザにおける活動の支援や地域活動ステーションの運営等を引き続き行っていく。</p>
	<p>(本編資料 59 ~ 60 ページ)          子どもの無気力や暴力的衝動に対する対策も必要である。ゲーム脳の予防策としてお手玉が効果的であるため、教職員や児童館職員、地域ボランティア等が、基礎的なお手玉遊びを習得し、ゲーム脳予防策に活用すればどうか。</p>	1	<p>トライやる・ウィークやクリエイティブ21、こどもの心の広場づくり事業など、子どもたちの傷ついた心を癒し、たくましく生きる力を育む取り組みを行っているが、ご提案のお手玉を使ったゲーム脳予防についても、今後の取り組みを進める上で参考とする。</p>
	<p>(本編資料 60 ~ 61 ページ)          ハーモニカの演奏会やレッスン等の活動をしている。(芸術文化センターのような大規模な施設も必要ではあるが、)地域の福祉センターのような施設の音響設備や防音室等の充実が必要である。</p>	1	<p>被災地における芸術文化活動については、演奏や出版活動等に対する助成事業を行っているが、ご提案の地域の公共施設の音響設備の充実等については、市町の取り組みを促進することを基本に、今後の芸術文化の振興策の検討にあたって参考とする。</p>

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
	(本編資料 60 ~ 61 ページ) ボランティアの音楽演奏会などの被災者への広報経費(チラシや機関誌の発行等)への支援が必要である。	1	被災地におけるボランティア活動に対する支援として、災害復興ボランティア活動助成事業を行っているほか、被災地における芸術文化活動に対しても助成事業を行っている。今後とも引き続き、活動への支援を進めていく。
(3) 既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり	(本編資料 76 ~ 80 ページ) 農林水産業や自然に恵まれた環境を活かしたまちづくりを進める必要がある。	1	都市と農山漁村の交流のための施設・基盤づくりやグリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズムなどを進めるほか、県民だれもが「農」のめくみを実感できるような「楽農生活(アグリライフ)」を推進していく旨盛り込んだ。
(4) 災害に強く、安心して暮らせる都市づくり	(本編資料 89 ~ 90 ページ) お手玉遊び全国大会(参加者実績 1,500 名程度)が毎年開催されているが、第 13 回(平成 16 年度)の開催枠が空いているので、復興事業の一環として神戸市に招致すればどうか。	1	県・市町・民間等が連携し、震災の経験と教訓を発信する「阪神・淡路大震災周年記念事業」を毎年実施している。今後、10 周年記念事業のあり方について本格的に検討を行っていくが、その際にご提案を参考とする。
(5) 多核・ネットワーク型都市圏の形成	(本編資料 91 ~ 96 ページ) 被災地には、震災で罹災したままの家屋や空き地がまだまだ沢山残っているが、住宅を建てるにしても、権利関係や建築基準法による制限、資金不足等の理由で建てることのできない状況にあり、何らかの対策が必要である。	2	被災者の住宅再建・購入に対する住宅金融公庫の災害復興住宅融資等の利子補給や、土地区画整理事業地区内での新たな住宅建設等に要する資金の利子補給のほか、空き地を活用したイベントや花・緑による景観形成の取り組みへの助成も行っており、今後とも、引き続き、被災市街地における住宅再建やまちのにぎわいづくりを進めていく。
その他	プログラムの策定に当たっては、意に添う団体だけでなく、広く被災者や支援団体などの声を聞く必要がある。	1	プログラムの策定にあたっては、被災地住民 3,300 名を対象にした生活復興調査や、被災事業者の産業復興の実態調査、復興の支援者・支援団体、企業等のヒアリング調査等を行った。また、被災者と行政の間に立つ第三者機関である被災者復興支援会議からの、被災者の声を踏まえた提言等についても検討を行った。今後とも引き続き、被災者や支援者、支援団体等の意見等を踏まえながら、プログラムを推進していく。なお、県民へのパブリック・コメント手続についても、ご意見の趣旨と同じ考え方から実施したものである。
	プログラムフォローアップ委員会には、高齢者や災害復興公営住宅入居者、中小零細業者等を委員として入れるべきではないか。	1	フォローアップ委員会には、高齢化や住宅問題、中小企業対策等に精通した専門家や団体・NPO、商工会議所、労働組合の代表等に参画いただき、災害復興公営住宅の入居高齢者や被災事業者の産業復興の実態調査等の結果について、専門的な立場から分析を行い、高齢化や中小企業の置かれた状況をしっかり把握した上で、課題や今後の取り組み等について検討していただいている。